住み慣れた地域でいつまでも自分らしく

多くの人が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることを望んでいます。

第八次草加市高年者プランで市が目指すべき方向性を定めるため、令和元年度に65歳以上の方を対象に実態調査を実施しました。

そのなかで、今後、介護が必要になった場合、どのように生活したいかを尋ねたところ、「自宅で介護保険サービスを利用しながら暮らしたい」という回答が48.9%と最も多く、2番目に多かった「特別養護老人ホームなどの福祉施設で生活したい」18.1%を大幅に上回る結果となりました。(Q1)

Q1. 今後、どのように生活したいとお考えですか。介護を受けていない人は、介護が必要になった場合についてお答えください。

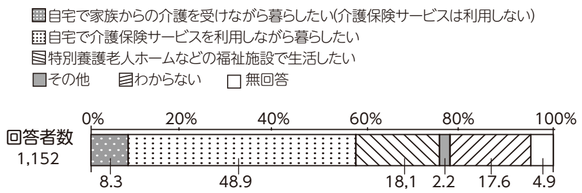

また、「病気などで人生の最終段階を迎える場合、あなたはどこで過ごしたいと思いますか。」という質問に対しては「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院して過ごしたい」が最も多い41.9%となり、医療機関への入院や老人ホーム等の施設への入所を希望する割合がそれぞれ10%に満たなかったことに比べると、非常に大きな数値となりました。(Q2)

Q2. 病気などで人生の最終段階を迎える場合、あなたはどこで過ごしたいと思いますか。

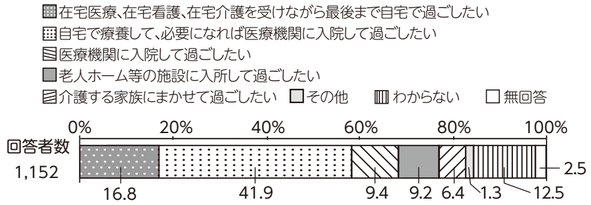

介護保険料が変わります　～令和3年度から令和5年度まで～

■変更点①　基準額が年額64，800円になります。

65歳以上の方の介護保険料は、高年者の人口、とりわけ介護の手助けがより必要となる75歳以上の人口（図1）や要支援・要介護認定者、介護サービスの利用状況（介護給付費等の費用）（図2）を見込み、3年ごとに見直しています。市では、令和3年度から3年間の介護保険料を見直し、保険料の上昇を抑制するため介護給付費準備基金を取り崩した結果、基準額は年額64，800円となりました。

■変更点②　介護保険料を区分する基準所得金額が変更になります。

保険料を区分する所得段階（下表を参照）のうち、次の2つの段階を区分する前年の合計所得金額を変更しました。

・第7段階と第8段階の区分：前年の合計所得金額200万円→210万円
・第8段階と第9段階の区分：前年の合計所得金額300万円→320万円

基準額（年額）64,800円 ＝ **草加市の介護サービスの総費用** × **65歳以上の方の保険料（23%）** ÷ **草加市の65歳以上の人数**

図1　草加市の高年者数の推移

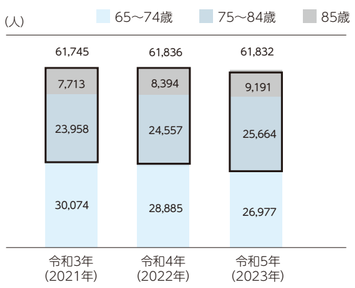

図2　草加市の介護給付費の推移

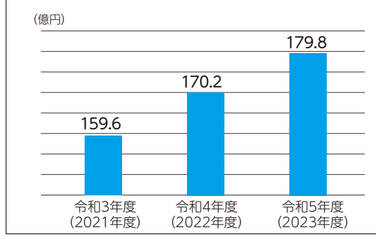

★あなたの介護保険料は?　〈令和3～5年度の介護保険料（年額）〉

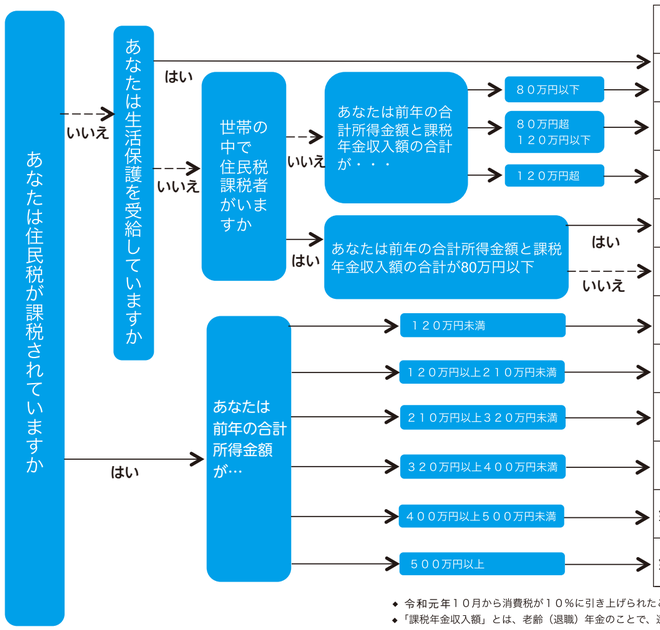

所得段階	本人の住民税課税状況	世帯の住民税課税状況	本人の収入状況		年額保険料	保険料率
			指標	金額		
第1段階	非課税	全員非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	80万円以下	**19,440円**	基準額 × 0.30
第2段階				80万円超120万円以下	**27,210円**	基準額 × 0.42
第3段階				120万円超	**45,360円**	基準額 × 0.70
第4段階		課税者がいる		80万円以下	**56,370円**	基準額 × 0.87
第5段階				80万円超	**64,800円**	基準額
第6段階	課税	—	前年の合計所得金額	120万円未満	**77,760円**	基準額 × 1.20
第7段階				120万円以上210万円未満	**84,240円**	基準額 × 1.30
第8段階				210万円以上320万円未満	**97,200円**	基準額 × 1.50
第9段階				320万円以上400万円未満	**110,160円**	基準額 × 1.70
第10段階				400万円以上500万円未満	**119,880円**	基準額 × 1.85
第11段階				500万円以上	**129,600円**	基準額 × 2.00

◆令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたことに伴い、第1～3段階の介護保険料は軽減されています。
◆年間保険料の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
◆「課税年金収入額」とは、老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。

★市では様々な取り組みを行っています★

草加市では、基本理念の実現に向けて、要介護の状態になることを予防するサービスや、認知症になっても安心して暮らしていけるような支援、地域での支え合いを後押しするような取り組みなど、様々な事業を実施しています。

高年者の方だけでなく、あらゆる世代の方に参加いただくことが、すべての人がいつまでも自分らしく暮らせるまちづくりに繋がります。

認知症高年者家族やすらぎ支援事業

認知症高年者家族やすらぎ支援事業では、やすらぎ支援員が認知症高年者の家庭を訪問し、見守りを行ったり、話し相手となったりすることで、自宅での生活を続けることができるよう支援しています。

やすらぎ支援員が訪問している間、認知症高年者の家族は自分の用事を済ませたり、休息したりして過ごしていただくことができます。また、認知症高年者の方だけでなく、その家族のお話もお聞きします。

■対象者…草加市内に住所がある在宅生活中の認知症高年者及びその家族（認知症の程度によりお受けできない事があります。気軽にご相談ください）

■利用回数等…1回2時間以内（週2回まで）。午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）。利用料は無料です。

■申請・問い合わせ…長寿支援課相談支援係

介護予防・生活支援サービス

要介護の状態になることを予防し、自分らしく自立した生活を長く続けることを目指したサービスを提供しています。

高年者の在宅を訪問し、一人で出来ないこと等をヘルパーが手伝う訪問型サービスと、体力の維持・向上を目指して色々な人と交流したり運動を行ったりする通所型サービスがあります。

地域住民の方が主体となって運営している「多様なサービス」（通所型サービスB）では、サロンのように気軽に集まってお話ができるつどいの場を提供していたり、簡単な運動や楽しいレクリエーションを行ったりしているところもあります。

利用してみたい方は、1面に掲載の地域包括支援センターに相談してください。

地域のつながりや支え合いの活動を支援します

地域住民の高年者がいきいきと暮らし続けられるよう、住民の方が中心となって助け合い、支え合い、活動ができる地域づくりを生活支援コーディネーターがお手伝いします。

「人の役に立ちたい」「地域の活動に参加したい」皆さんの思いを地域へつなぎます。

7/13㈫・14㈬
開催「担い手研修」
参加者募集中!

問い合わせ
社会福祉法人　草加市社会福祉協議会
☎048-932-6770　FAX048-932-6779

ほかにも、高年者の方やその家族、それを支えたい方等を応援する様々な取り組みがあります。
1面に掲載の地域包括支援センターや上記の問い合わせ先にご相談ください。

★草加市独自の減免制度

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度があります。申請ができる方と要件は下表のとおりです。ただし、これまでに介護保険料の滞納がない方に限ります。減免を受けるには毎年申請が必要です。申請日により減免できる金額が変わりますので、お早めにご相談ください。

対象	要件	減免後の保険料
介護保険料の所得段階が第1段階で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が60万円以下の方	①住民税課税者と生計をともにしていない ②住民税課税者から扶養を受けていない ③自宅を除き活用できる資産がない ④預貯金の金額が300万円以下 ⑤生活保護受給者でない	4分の3程度に軽減
介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に入院（所）している方	6か月以上入院（所）し、退院（所）の見込みがない	免　除

★令和3年度の納付通知書等を6月中旬に郵送します

65歳以上で、納付書で納める方（銀行口座振替含む）には「介護保険料納付通知書」（封書）を、年金からの差し引きにより納付する方には「介護保険料額決定通知書」（はがき）を郵送します。

なお、納付方法は法令等で定められており、個人が選択することはできません。
※40歳～64歳の方は、医療保険と併せて納めるため、介護保険課からの通知はありません。

合計所得金額について

「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等に係る長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除を適用されている場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。

第1段階から第5段階の方については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行います。

合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、これらの合計額から10万円を控除した金額を用います。